

回 覧

～つくばみらい市消費生活センターからのお知らせ～

●悪質な新聞の勧誘に注意！

(例)高齢の母が新聞の勧誘を受けた。契約したつもりはなかったのに新聞が配達されるようになった。

★「断っているのに帰らない」「アンケートといい契約書に名前を書かせる」など悪質な業者もいます。必要がなければハッキリと断りましょう。

●「お試し」のつもりが定期購入!?

(例)ネットの広告に「お試し」「初回 980 円」「いつでも解約できる」とあったので、化粧品を頼んだら定期購入になっていた。初回の購入だけで解約するには定価との差額 8,000 円の支払いが必要と言われた。

★「いつでも解約できる」と表示されていても、実際は「なかなか解約できない」ケースがあります。

自分が何という会社とどのような契約をするのか、サイトの一番下に書かれている「特定商取引法に基づく表記」「利用規約」で確認しましょう。

★注文の直前に表示される「最終確認画面」には、取引の基本的なことをはっきりと示さなければなりません。内容をしっかりと確認し、トラブルに備えるためにスクリーンショットを残しておきましょう。

★つくばみらい市消費生活センター(谷和原庁舎1階)

相談受付 平日 9 時～12 時 13 時～16 時30分

電話 0297-25-3288



イメージキャラクター まみりん